

熊本市体育施設条例の一部改正について

熊本市体育施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和60年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表体育館の項使用料の欄中

「

富合雁回館	トレーニング室	1 時間 につき	620 円
	ステージ	1 時間 につき	250 円

」

を

「

富合雁回館	ステージ	1 時間 につき	250 円
-------	------	-------------	-------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提出理由）

富合雁回館のトレーニング室を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。